

建設技術審査証明事業（建築技術） 業務手数料規程		頁 No. 1 / 2
		BTRI-M203-09
2004 年 8 月 17 日制定	2025 年 10 月 2 日改訂	2025 年 10 月 2 日施行

**（趣旨）**

**第 1 条** 本規程は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が定めた建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程（以下「業務規程」という。）第 31 条に基づき、財団が実施する審査証明業務に係る手数料（以下「審査証明手数料」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

**（審査証明手数料）**

**第 2 条** 財団は、審査証明の依頼を引き受けたときは、依頼区分に応じ、下表に掲げる「手数料」の額の請求書を依頼者に対して発行する。

依頼区分	手数料（税込）
新規 （業務規程第 12 条）	2,970,000 円
変更 （業務規程第 20 条第 1 項第 2 号）	990,000 円
更新 （業務規程第 21 条）	880,000 円
更新（変更を含む） （業務規程第 20 条第 1 項第 2 号及び 21 条）	1,540,000 円
軽微な変更 （業務規程第 20 条第 1 項第 1 号）	110,000 円 （ただし、代表者名又は所在地の変更等の形式的な変更に限る場合は、33,000 円）
再交付 （業務規程第 22 条）	33,000 円

2 依頼者が複数社の場合は、内容に応じ別途算定した額の請求書を依頼者に対して発行する。ただし、依頼者が複数社の場合であっても、複数社が共同で依頼技術を運用する体制である場合は、前項に掲げる手数料の額とする。

**（審査証明手数料の加算）**

**第 3 条** 財団は、下表のいずれかに該当する場合は、右欄に定める「加算額」の請求書を、前条の請求書とは別に依頼者に対して発行する。

建設技術審査証明事業（建築技術） 業務手数料規程		頁 No. 2 / 2
		BTRI-M203-09
2004 年 8 月 17 日制定	2025 年 10 月 2 日改訂	2025 年 10 月 2 日施行

審査証明手数料の加算が発生する場合			加算額（税込）
専門委員会 の開催回数	新規	専門委員会の開催回数が 6 回以上の場合	275,000 円 (1 開催ごと)
	変更	専門委員会の開催回数が 3 回以上の場合	
	更新	専門委員会の開催回数が 2 回以上の場合	
	更新(変更を含む)	専門委員会の開催回数が 3 回以上の場合	
現場調査	業務規程第 14 条第 2 項第 5 号及び第 6 号並びに第 21 条第 4 項に基づいて現場調査等を行った場合（東京から概ね 50km を超える場合に限る）		当該現場調査に要した額

#### （その他の経費）

**第 4 条** 前 2 条の規定にかかわらず、財団は依頼者と協議して必要となった経費について、請求することができる。

#### （審査証明手数料の減額）

**第 5 条** 審査証明業務が効率的に実施できると財団が判断した場合は、第 2 条及び第 3 条に掲げる金額を減額して適用することができるものとする。

#### （審査証明手数料の支払い）

**第 6 条** 審査証明手数料の納入は、財団の指定する金融機関への振り込みによるものとする。

2 前項にかかわらず、依頼者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。

3 前 2 項の納入に要する手数料は、依頼者の負担とする。

#### （審査証明手数料の還付）

**第 7 条** 財団は、業務規程第 32 条第 1 項の規定に基づく審査証明手数料の還付は、220,000 円（税込）の還付金を依頼者の指定する金融機関へ振り込むことにより行う。

2 前項にかかわらず、依頼者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。

3 前 2 項の還付に要する手数料は、財団の負担とする。

#### （付則）

この規程は 2025 年 10 月 2 日から施行する。ただし、第 2 条に規定する更新の手数料は、2026 年 4 月 1 日以降に受付される依頼技術から適用する。